

💡 対象者

対象者	主な補助要件	補助金額
市内で新サービスを開始しようとする個人	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に1年以上居住していること ・市税を滞納していないこと 	対象経費の2分の1以内 上限50万円 (千円未満切捨て)
市内で新サービスを開始して1年未満の個人、法人又はその他の団体	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合 ⇒市内に1年以上居住していること ・法人又は団体の場合 ⇒代表者が市内に1年以上居住していること ・市税を滞納していないこと 	
市内で新サービス以外の業務を1年以上継続して営んでいる個人、法人又はその他の団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市税を滞納していないこと 	対象経費の4分の3以内 上限100万円 (千円未満切捨て)

💡 補助対象経費

※補助事業の実施期間は交付決定後～令和5年3月末です。
※交付決定前に支払った経費については補助対象外です。

事業所開設等の経費	新改装費及び備品費
	使用料及び賃借料
	設立登記費用
事業の促進に要する経費	謝金
	原材料費
	委託料及び外注費
	広告宣伝費
	印刷製本費
	消耗品費
	資格及び知的財産権取得に要する経費

💡 補助金申請の流れ



申請書等の必要書類を商工振興課の窓口へ。申請の際は事前に商工振興課へご連絡ください。
※必要書類など詳しくは、市ホームページ (<https://www.city.kamagaya.chiba.jp>) をご覧ください。申請書などの様式は市ホームページからダウンロードできます。

《問い合わせ》 鎌ヶ谷市役所商工振興課 TEL:047-445-1240

💡 申し込み